

# 私 の 家 族 法

不 破 勝 敏 夫

はじめに

1. 法律婚主義か事実婚主義か
2. アメリカのコモン・ロー・マリッジ
3. 家族制度の二つの型

〔Ⅰ〕庶民型家族制度

- (1)山口県熊毛郡上関町祝島（自由結婚）
- (2)山口県大津郡油谷町向津具（海女地区の「通い婚」）
- (3)山口県柳井市平郡島（壮年隠居制）

〔Ⅱ〕武士型家族制度

一山口県熊毛郡熊毛町八代（やしろ）

4. 西欧で会った法学者達

はじめに

私は昭和14年4月から昭和16年12月まで東京大学法学部（旧制）で法律学を勉強したが、当時、民法は穂積重遠、末弘厳太郎、我妻栄の3先生が担当され1年生の時受持たれた先生が3年間持ち上りで、1年は民法1部（総則、物権）2年は民法2部（債権）、3年は民法3部（親族、相続）を教えられた。

1、2年は1週3回（6時間）、3年は1週2回（4時間）の講義で、時間数も他の学科に比べて格段に多かった。私の学年は穂積先生に当たったので3年間先生から民法の授業を受けたのである、

先生は何時も1時間目の授業を希望され、8時始業と同時に大部の大審院判例集何冊かを作業員に持たせて教室に入って来られた。そして、650人の学生

を前に緊張した2時間が続いた。休講は1度もなかった。

この穂積先生が家族法の大家であったので、私もその後家族法に興味をもって研究することになったものと思う。そして、先生の学問は、実証的、具体的なものが中心であったのである。

学恩を受けた先生を挙げれば切りがないが、法社会学の川島武宜先生(東大)には、家族制度の実証的研究の方法など特に教えられるところが多かった。また、京都大学の太田武男先生には、沢山の資料を送って頂き、度々論文集などに執筆の機会を与えて下さったり、後述する<米国のコモン・ロー・マリッジ>の出版に当っては有斐閣に御世話してもらったり、大変御世話になった。

また忘れてはならないのは、勤務先の山口大学経済学部の先輩教授の野村市治郎教授(商法)である。終戦後地方の大学では天下の大勢におくれ勝ちであると全国的な学会には何時も連れて行って頂いた。先生は以前に文部省の事務官をしておられ、各大学の事務局長に知人が多く、宿の事情の悪い当時、いろいろの大学の宿舎に泊めて頂いた。六甲台上にある神戸大学の宿舎から眺めた神戸の風景は今でも忘れられないし、大阪大学の管理していた緒方洪庵の「適塾」にも泊ったことがある。この先生が定年を待たずして亡くなられたことはまことに残念である。

ところで、私は、教師としては、昭和21年11月から山口県立女子専門学校で法学、22年3月から山口師範学校(24年から山口大学教育学部に昇格)で法学を講義し、25年10月に山口大学経済学部に移り、新制大学の第1回生から民法(全部)の授業を受け持った。兼ねて労働法の講義もしたこともあるが、私の研究の中心は家族法であった。<sup>注(1)</sup>

昭和50年10月広島大学政経学部(52年より経済学部と分離し法学部となる)に移り、大学院の教授も兼ねた。広島大学では専ら家族法の授業をした。(56年4月定年退官)。

注(1) テキストとして、拙著<民法概論>(かんらん書房)

・拙著<労働法概論>(関根書店)。

本稿では、私のたどってきた家族法の研究につきその概略を述べてみたいと思う。

## 1. 法律婚主義か事実婚主義か<sup>注(1)</sup>

わが国では、民法が婚姻は届出によって成立するという届出婚主義をとっているのに、一般民衆の意識では婚姻は父母の決定や婚姻の儀式などによって成立すると考えられ、結婚式を挙げても直ぐに届出することが行われず、妻は社会的には妻として承認されておりながら、法律上は内縁の妻でしかなく、その間に生れた子は法律上非嫡子として取扱わなければならないという不都合が多い。<sup>注(2)</sup> そこで立法論として、婚姻が事実において成立した以上、届出はなくても婚姻として承認されなければならないといういわゆる事実婚主義の主張が有力に唱えられ、大正14年に臨時法制審議会で決議された「民法親族編中改正の要綱」では、法律婚主義の儀式婚主義ないし事実婚主義への移行が予定されたが、これは結局そのまま見送られ、戦後の民法の根本的改正に際しても、依然として、「届出なければ婚姻なし」の法律婚主義が採られた（739条）。

私は戦後先ずこの問題の実証的研究に取り組み、山口県各地で実態調査をした。

もともと法律婚主義（届出婚主義）が採られる所以は、甲男と乙女が夫婦であるかどうかはつきりすることである。届出があれば夫婦であり、届出がなけ

---

注(1) 拙著<山口県下における家族制度の研究>（昭和28年度文部省研究成果刊行補助費による）、拙稿「結婚式日と婚姻届出日とのへだたり」（山口経済学雑誌2巻3号一昭和26年12月）、拙稿「法律婚主義か事実婚主義か」（法律新報、昭和27年1月号）、拙稿「内縁関係の生ずる原因と弊害」（山経2巻4号一昭和27年3月）、拙稿「婚姻届出の時期」（法律のひろば、6巻4号一昭和28年4月）、拙稿「婚姻の届出主義」（山経16巻4・5・6号一昭和41年3月）、拙稿「わが国の民法の届出婚主義」（山経21巻1・2号一昭和47年4月）。

注(2) 立法上も大正12年に施行された工場法以来多くの法律で内縁の妻を保護しており、判例も大正4年の大審院連合部判決以来、内縁の不当破棄を「婚姻予約不履行」として、債務不履行による損害賠償の請求を認めた。学説も内縁を婚姻に準ずる一種の関係（準婚関係）として保護している。

れば夫婦でない。また、その夫婦になった時期も届出た時で明確である。ただ事実上夫婦になった時期と届出て法律上夫婦になる時期にへだたりができる点に問題がある。

そこで私は山口県下各地において次のような調査をした。

(i) 内縁関係の生ずる原因

この調査は、京都市西陣につき、大正12年に京都大学の中島博士、昭和23年に京都大学の飯尾敏郎研究生の調査があり、これらと比較したものだが、私の昭和25年の山口県の調査では、(イ)結婚は届出なければ法律上の婚姻にならないものだという意識が低いため何となくおくれる……21.5% (ロ)家族制度によるもの……55.7% (ハ)届出の手続がわづらわしいため……16.4%であった。

(ii) 事実婚が法律上の婚姻と認められないことによる不都合

これは、相続権がないこと、内縁関係ではお互いに分れ易いこと、分れるときに財産分与の請求ができにくいことなどであった。

(iii) 結婚式日と婚姻届出日とのへだたり

この調査は婚姻届(しばらくは市役所にあるが、法務局に廻される)に結婚式日(現在では「同居を始めたとき」)を書かせているので、届出日とのへだたりを婚姻届に一々当って調べるのである。私は昭和24年以来、何度も山口大学の学生諸君を動員して山口県下でこの調査をした。全国的にもこの調査は行なわれているのであるが、結局、このへだたりが少なくなればなるほど届出婚主義(法律婚主義)の弊害は少なくなるのである。

戦後は婚姻届に戸主や親の同意が要らなくなるなど法律上届出をさまたげるものがなくなり、「家」の制度による障害がなくなり、また教育の程度も高くなったので、届出は一般に早くなってきた。昭和53年の全国の統計では、1ヶ月未満64.1%、2ヶ月未満で82.9%が届出ている。私の調査でも、届出はだんだん早くなりつつあり(徳山市で昭和46年で1ヶ月未満に73.7%が届出)、法律婚主義(届出婚主義)は不動のものになっている。

さて、私はこの「法律婚主義か事実婚主義か」の論文を英文で発表したいと思いついた。戦後我妻先生が、日本人は外国の法律の論文や書物を日本に取り

入れることをこれまで主としてやってきたが、これからは日本の論文を外国の雑誌に出そうではないかと提唱されたからである。

私はこの論文を英文に訳し、当時山口大学におられた大庭千尋先生に訳してもらい、これを徳山の聖公会の牧師のコールマンさんに直してもらった。そしてこれをシカゴ大学のMax Rheinstejn 教授に送った。しかし、先生はこれをもう一度法律家のアメリカ人に直してもらえと言われた。そこで私は当時東京大学の法学部の大学院に留学に来ていたカリフォルニア大学のノルマン・ゼンセンさん (Albert A. Ehrenzweig 教授の弟子) に訂正してもらった。

この論文に更に Rheinstejn 先生は夏休みにスイスに行かれた時に筆を加えて下さった。そして、これをミシガン大学のHessel E. Yntema 教授に紹介し、“The Discrepancy between Marriage Law and Mores in Japan”として、The American Journal of Comparative Law Vol. 5 No. 2 Spring, 1956に掲載して下さいだったのである。

この世界一流の比較法雑誌に出した私の論文が、後のアメリカ留学中、また更に後年ヨーロッパ7ヶ国における研究旅行にどれだけ役に立ったことだろう。しっかりした論文をもっていることは何処に行っても尊重されたのであった。

私は若い人達に何時も外国語でしっかりした論文を書くことと一流の人を師にもつことをすすめている。

さて、私の論文で日本の内縁問題を知られた Rheinstejn 先生は、私にアメリカのコモンロー・マリッジを研究することをすすめられ、ミシガン大学のYntema 先生に紹介して、ミシガン大学に1年間研究員として留学する費用が出るよう世話して下さいました。

昭和31年9月11日夜9時32分、私は徳山駅を発って留学の途についたが、当時外国に留学することは極めて珍らしく、私の住む町内会の皆様や先輩、友人の見送りで徳山駅はごった返した。<sup>注(3)</sup> 羽田からの日本航空の乗客は、私と戦争花嫁でアメリカに行く2人の女の人以上は、すべて外国人であった。私は

---

注(3) 当時祝島の研究もしていた私の門出を祝い、山本武夫先生(現在徳山大学教授)は「草枕旅ゆく君を祝島われも齊はむいにしへ偲びて」という和歌を下された。

つい先頃(昭和56年5月8日)妻とハワイへ観光旅行に行ったが、パンアメリカンの乗客のほとんどが日本人の新婚夫婦で占められているのを見て、今昔の感があった。

ミシガン大学はアン・アーバーととう大学町にあり、私はロイヤークラブというロースクールの寮で1年間通した。当時このロースクールには、琉球大学の砂川恵伸、慶応大学の平良、三井物産の千田忠雄氏が来ていて、御世話になった。

大学では私は自由に研究することを許されていたが、家族法(Domestic Relations)と法学教育(Legal Education)の授業には出ることにした。そして、私の主な仕事は図書館を利用してアメリカのコモン・ロー・マリッジの文献に当たり、これを整理することであった。この図書館にはアメリカの全大学の法学雑誌があり、図書も完備していた。

もともとアメリカ合衆国はヨーロッパその他から移住してきてできた国で、当初は役場も教会もなく、結婚も届出するといってもしようがなく、事実婚にならざるを得なかったのである。これがいわゆるコモン・ロー・マリッジである。

アメリカでコモン・ロー・マリッジの成立する要件は、何よりも「現在結婚する意思」である。「同棲」や「評判」は、それだけでは婚姻は成立せず、「現在結婚する意思」があった証拠としては採用される。

このコモン・ロー・マリッジはフロンティア時代には必要であったけれども、交通機関が発達し、教会や役場が完備して、誰でも容易に正式の婚姻ができるようになると、コモン・ロー・マリッジは廃止すべきだという意見が強くなった。現に、私の調査した1957年5月28日現在では、コモン・ロー・マリッジの認められた裁判管轄は17で、認められない裁判管轄がポルトリコを含めて35あり、その後もコモン・ロー・マリッジを認めない裁判管轄が増加している。コモン・ロー・マリッジを認める裁判管轄でも届出婚が正式な婚姻であることは勿論である。

私はこの一年間の成果をまとめて有斐閣から昭和36年<米国のコモン・ロー

・マリッジ>として出版し、昭和37年九州大学の青山道夫先生の御世話で法学博士の学位を頂いた。なお、この一年間の留学を終って帰途、パークレーのカリフォルニア大学で、Albert A. Ehrenzweig 教授の御世話で、我妻先生を中心に4週間「日本の養子法」のセミナーがもたれ、私も助手として出席した。4週間のパークレーの生活は今思い出しても楽しいものだが、我妻先生も Ehrenzweig 先生も今は故人となられた。

## 2. アメリカのコモン・ロー・マリッジ<sup>注(1)</sup>

アメリカのコモン・ロー・マリッジの研究は私の生涯で一番大きな仕事で、前述の拙著<米国のコモン・ロー・マリッジ>は、これまで誰も手がけなかった仕事であるだけに、後々までも残る書物であると自負しているのであるが、ここではコモン・ロー・マリッジの成立要件についてだけ述べておこう。

### (1) 現在結婚する意思 (per verba de praesenti)

コモン・ローにおいては、婚姻の成立に言葉 (words) や儀式的な特別な形式は必要でなかった。夫婦の関係に入るという相互の同意 (assent) で充分であった。交際は必要でない。お互いに結婚するという現在の同意を意味するいかなる言葉でも契約 (contract) の十分な証拠であった。すなわち、コモン・ロー・マリッジは、免許されない (unlicensed)、記録されない (unrecorded) 婚姻であるといえる。

有効な婚姻は、結婚する能力 (capacity) のある男女間に、あらゆる意図や目的において、お互いに夫婦になるという現在の意味における実際の契約があったという証明によって確立される。契約に同棲が続く場合は特にそうである。婚姻の合意そのものから離れて儀式や他の形式は必要でない。婚姻契約が

---

注(1) 拙稿「アメリカのコモン・ロー・マリッジ」(高梨公之教授還暦祝賀論文集—有斐閣—昭和51年)参照。

また、Bouvier's Law Dictionary pp. 2099—2102 "Common Law Marriage" 参照。

なお、コモン・ロー・マリッジの詳細については、前述の拙著<米国のコモン・ロー・マリッジ>(昭和36年、有斐閣)を参照されたい。

証人の前で結ばなければならないということも本質的なものではない。コモン・ロー・マリッジにおいては合意が本質的な要素であるが、その合意というのは、他のどの合意とも同様に、言葉や行為によって、二人の証明によって、あるいは第三者の証明によって証明される。<sup>注(2)</sup>

婚姻の合意が現在の言葉で表わされるときには、婚姻の地位の現在の引受(assumption)が必要である。すなわち、二人は即座に夫婦になることを意図しなければならない。婚姻は合意の時に完成されなければならない、将来に残されてはならない。現在同棲することに合意し、将来、もっと都合のよい時、あるいは現在の夫または妻の死んだとき、あるいは婚姻許可状が得られたときあるいは結婚式を行なうことができたとき、正規の婚姻に合意することでは充分でなく、合意による現在の婚姻でなければならない。しかし、二人が直ちに夫婦になることに合意すれば、正式な結婚式は後ですることに合意しても、合意による現在の婚姻は無効ではない。<sup>注(3)</sup>

夫婦になるという男女の間の *per verba de praesenti* を成立させる合意(agreeement)は、それに秘かにでも公然とでも同居が続いた場合、それは有効な婚姻を成立させ、特定の時(specified time)までその婚姻を知らせまいという二人のうちの一人の意思があったからといって、他方の同意がなければ婚姻は無効にはされない。<sup>注(4)</sup>

一般的には、アメリカでコモン・ロー・マリッジの成立する要件は、「現在結婚する意思」であり、「同棲」や「評判」は婚姻を推定させる単なる事実にすぎないとされている。しかし、その推定は婚姻に有利に推定される。

(2) 将来結婚するという合意に交接の伴う場合(*per verba de futuro cum copula*)

注(2) Walter C. Tiffany. Handbook on the Law of Persons and Domestic Relations, pp. 45—46; Madden, Persons and Domestic Relations (1931), p. 59.

注(3) Radvich v. Radvich, 84 Colo. 250, 269 p. 22; Le Blanc v. Yawn, 99 Fla. 328, 126 So. 789.

注(4) Sharon v. Sharon, 75 Cal. 1, 16 Pac. 345; 17 Wash. L. Rep. 328.

もしその言葉が将来の婚姻に対する同意を意味しても、それに同居 (co-summation) が続いたならば、これは、教会法では有効な婚姻を確立したが、コモン・ローでは有効な婚姻にならなかった。

時としては、将来結婚する合意があり、それに従って交接がある場合にも、婚姻がありうるといわれるが、一般的には、現在の合意が交接の時暗示される状況のときのみ婚姻が成立するとされている。<sup>注(5)</sup>

また、婚約して交接が続いても、二人が正式な儀式 (formal ceremony) を楽しみに待ち、それなくしては夫婦になることに同意しなかったときには、コモン・ロー・マリッジ (per verba de futuro cum copula) は成立しない。<sup>注(6)</sup>

### (3) 障害がなくなった後のコモン・ロー・マリッジ

生きている妻があることを知りながら再び結婚した人が (第二の妻は最初の結婚を知らなかった)、このような第二の結婚をして同棲している間に最初の妻が死んだが、夫はその死を知らなかった場合に、裁判所 (divided court — 反対意見のあった裁判所) は、最初の妻の死後はコモン・ロー・マリッジがあったと判決した。<sup>注(7)</sup>

男女が結婚しようとする意図 (intent) があり、夫婦として同棲したが、彼等の意図はある知られざる障害 (impediment) があったために打ち破られた場合に、その障害がなくなり、同様の意図が続くならば、彼等の関係は合法的 (lawful) であり、有効なコモン・ロー・マリッジが成立する。<sup>注(8)</sup>

### (4) 同棲と評判

同棲 (Cohabitation) と評判 (Habit and Repute) は、現在結婚するという合意のない場合は、それだけではコモン・ロー・マリッジを成立させな

---

注(5) *ibid.*, Madden, p. 48.

注(6) *Peck v. Peck*, 12 R. I. 485, 34 Am. Rep. 702.

注(7) *In re Fitzgibbons' Estate*, 162 Mich. 416, 127 N. W. 313, 139 Am. St. Rep. 570.

注(8) *Chamberlain v. Chamberlain*, 68 N. J. Eq. 736, 62 Atl. 680, 3 L. R. A. (N. S.) 244, 111 Am. St. Rep. 658, 6 Ann. Cas. 483.

いが、婚姻を推定させる事実ではある。男女が同棲し、一般の評判でも夫婦であるとされる場合には、彼等は私通の状態と同棲しつつあるとは推定されない。<sup>注(9)</sup> なんとすれば、法は二人の行為を不法であると推定するよりも、合法的であったと推定するから。<sup>注(10)</sup>

婚姻の外観を持つ行為は、婚姻の成立を除外する状況がなければ婚姻を成立させるであろう。<sup>注(10)</sup> それ故、もし二人が夫婦として同棲し、世間に対して夫婦として振舞い、その社会において結婚しているという評判を得ている場合には、これは、一般に、一見したところでは (*prima facie*) 婚姻の証明として認められる。<sup>注(10)</sup>

いくつかの州では、この原則がはっきり法律 (*statute*) で認められている。<sup>注(10)</sup>

### 3. 家族制度の二つの型<sup>注(1)</sup>

川島先生は、わが国の従来<sup>注(11)</sup>の家族制度を「武士型」と「庶民型」に分け、わが国に支配的だった「家族制度」の教えは、封建的武士階級的、支配階級のそれ、すなわち儒教的家族制度論であり、明治民法はこれを中心として規定され、民衆の(庶民型)家族制度は、「戸主の身分も妻の身分も分らぬような<sup>注(12)</sup>な下等動物の」家族制度として、立法上無視されたのであるとされている(＜日本社会の家族的構成＞)。

先生は、「武士型」家族制度は、主として貴族・大地主・大町人・封建的な士族層の家族制度であり、「庶民型」家族制度は、直接生産者たる農民や漁民や

注(9) *In re Hartman's Estate*, 157-Cal.206, 107 Pac.105, 36 L.R.A. (N.S.)530.

注(10) *Coad v. Coad*, 87 Nebr. 290, 127 N. W. 455.

注(11) *Piers v. Piers*, 2 H. L. Cas. 331 他。

注(12) 1 *Fraser, Dom. Rel.* 113; *De Thorn v. Attorney General*, 1 App. Cas. 686 他。ただ、反証をあげればひっくり返せることについては、*ibid.*, *Tiffany*, pp.50~52に詳しい。

注(13) たとえば, *Act Alaska May 3, 1917*, C.56 §14; *Civ. Code Ariz.*1901等。

注(1) 拙著＜家族制度の二つの型＞(昭和35年度文部省研究成果刊行補助費による)。

都市の小市民の家族制度であるとして、主として階級的に分類しておられる。私の各地の調査では、それに加えて、封建制の影響の強かった城下町等では「武士型」の特色が強く出ており、封建制度の影響を受けることの少なかった離れ島のような所は「庶民型」であり、また、職業的にみて、農業では、戸主の所有する土地（小作人の場合は管理する土地）の中で、家族は戸主の支配下に働くので、戸主の権力の強い「武士型」であり、漁業では、漁業協同組合の所有する漁業権のもとで、家族は戸主の支配から独立して働く機会をもっているため、「庶民型」の傾向が強いことが分った。各地の私の調査について述べてみよう。

### 〔1〕庶民型家族制度

#### (1) 山口県熊毛郡上関町祝島（自由結婚）<sup>注(2)</sup>

婚姻前の男女交際は、昔から自由で、小学校の高等科を出ると始まる。

夕食がすむと、数人の男が組を作って娘のいる家を訪問して廻る。娘は自分の家にいるか、または家が狭くて都合の悪い場合には親しい「おばさん」のいるような家の部屋にいる。そこでこれら等の若い人達は世間話や娘の噂話などして遊ぶ。島ではこの習慣を、「よばい」と呼び、これが島の若い人達の唯一の楽しみとなっていた。

この幾つもの男の組が順々に女の家を廻って歩くうちに一對の男女が恋仲となると、その女の家には他の若者は遠慮して寄りつかぬようになる。この段階で島の者は大抵二人の仲を知るようになるが、これに対して浮気だとか不良だとか批難するものはいない。誰もがこの形式を通して結ばれてきたのである。

そのうち二人は結納をとり交すことになり、これから公然と肉体関係も行なわれる。結婚式は大分おくれるのが普通であり、子供ができてからのものも少

---

注(2) 拙稿「漁村の家族形態—山口県熊毛郡上関村祝島の場合」（法律のひろば 4巻9号—昭和26年12月）、拙稿「農漁村における婚姻前の男女交際の慣習—山口県下の家族制度の調査より」（法社会学 4号—昭和28年7月）、拙稿「山口県熊毛郡上関村祝島の法社会学的研究—村落構造、家族制度、漁業権制度」（山口経済学雑誌, 4巻5・6号—昭和28年11月）、不破勝「山口県熊毛郡上関町祝島の家族制度」（中四国法政学会報告昭和56年6月27日）、拙稿「祝島における婚姻前の男女交際の慣習」（徳山大学総合経済研究所月報—昭和56年7月）。

なくなかったようである。

式がすんでも当分嫁は実家に帰っていて、男が通う場合が多い。同じ島内の結婚であるから婚姻両家の間に労力の互助関係が容易に成立し、また、家が狭いので、同じ狭い所での夫婦関係では、女の家の方が気安いというのでもあろうか。これは婚姻が狭い島内に限られているからできることであり、遠隔地であれば日常生活での互助関係は不可能であり、また、夫も通いきれるものではない。そして初産は嫁の実家とする。

ここで注目されることは、以上述べたような男女交際は一見自然で、自由奔放のようであるが、男女の関係は決して浮気なものでなく極めて堅いということである。女はこれと定めた男でないと容易に体を許さない。これは必ずしも貞操観念などという近代的なものではなくて、浮気な女はすぐ島の評判となり、島の者が相手にしなくなるからである。

男も同様である。島の人達は互いに知らない者はいないので「見合」の必要は勿論なく、見合結婚は極めて例外である。「血統」「家柄」の相違もなく、大体好きな二人は結婚できるのである。

結婚は島内に限られるのを原則とし、他国の者は「他所者(よそもの)」とって敬遠された。島の人々は他所の女は女子の労働に耐え得ないと言っていた。これは嫁をもらうことが労働力の補給としての機能をあわせてもっていたことを示唆するもので、実際ここでは男子が沖からとってきた「いりこ」を煮て干す仕事があり、山の上に畑があるので、水や肥料などを持って上ったり、作物を運んで降りるなど、すべて「おいこ」で背中に担いでいるが、相当の労働であり、女は皆体格がよい。

しかし、わが国の最近のいわゆる経済成長は、すっかりこの祝島の家族制度を変えてしまった。

(2) 山口県大津郡油谷町向津具(海女地区の「通い婚」)<sup>注(3)</sup>

注(3) 拙稿「海女地区の家族制度—山口県大津郡油谷町向津具の場合」(法律のひろば 1959年11月号—昭和34年11月)、拙稿「海女地区の法社会学的研究—山口県大津郡油谷町向津具の場合」(山経12巻1号—昭和36年5月)、拙稿「庶民型家族制度—山口県大津郡油谷町向津具の海女の場合」(広島法学5巻1号—昭和56年7月)。

私はこの調査では、油谷町向津具大浦の海女地区の調査をした。

この地区では家格（家柄）の差がないので、家柄によって結婚できないという事は昔からなかった。

一般に漁村は農村に比べて家格の差が少ないのは、封建制というものが、元来、土地を媒介とする主従関係の連鎖からなるヒエラルキーであり、農村を基盤としているのに対し、漁村は封建制において農村程問題とされなかったためであると思う。

また、大浦地区は海女を中心とした漁業であるため、漁民の間にあまり富裕な家ができないので、貧富の差も結婚の障害になる程大きなものではなかったのである。

このように家柄の相違のないこと、貧富の差のないことから自由結婚が普通であった。

結婚は地区内で行なわれるものが比較的多かった。ここでは海女が中心であるので、裁縫などができなくて、女は他所に嫁に行っても困ったし、他方、海女ができなければ此処では非常に肩身がせまく、他の地区からは嫁に来たがらず、また、他の地区からは嫁をもらいたがらなかった。しかし、最近では、海女の漁場が狭くなったため、また優秀な人で海女の生活の限界を自覚して、他所に嫁に行く人も多くなった。

#### (イ) 結婚成立への手続（「通い婚」の経済的、社会的要因）

当事者のみの意思によって成立した事実上の関係を、当事者が公の関係（すなわち婚姻）に発展させたいと考えるとき、新しい一連の社会関係を生ずる。それは通常次のような順序で行なわれる。

当人達の間で結婚しようということになると、仲人（なかうど）を立てて嫁をもらいに行き、酒を嫁の所にあづける。これで事実上の結婚が成立し、二人の間は公然たるものとなる。これを「道あけ」という。

結婚式はその後3ヶ月から1年くらい経って行なわれ、中には子供ができてから行なう者もある。結婚式というのは、婿と親と仲人が嫁の家に迎えに行き、嫁の家で一杯のみ（親類の者が坐る）、その日に婿の家に帰って三三九度のさ

かずきをする。そして、結婚式の翌日くらいに夫の親が嫁の家と嫁の親類に挨拶廻りをする。里がえりはやらない。結婚式はあまりはでではなく、海女の桶を持って行く程度で、簞笥など持って行く例は少なかった。この結婚式は儀礼的なもので、行なわない場合もある。「道あけ」で既に結婚は成立しているといつてよい。

さて、事実上の結婚が成立して二人の間が公然たるものとなる「道あけ」から二人で世帯をもつ「新家」(しんや)までは、女の家にも男が通う「通い婚」であるが、この通い婚の社会的要因は何であろうか。これは男女が年頃になると、性的欲望をもつようになり、自由な交際が始まるが、ある程度まで二人の関係が進むと、一応これを固める意味で「道あけ」を行なう。しかし、労働力をもつ娘をなるべく実家に留めておきたい親の気持から、男が通う「通い婚」の期間がおかれることになったのであろう。<sup>註(4)</sup>

さて、娘の経済的価値の高さが「通い婚」の形態を成立させるのに、何故それは間もなく「よめいり婚」に移行するのであろうか。その経済的、社会的要因は何であろうか。

大浦においては、一般に、経済力をもつ妻の権力が家庭内においては強いけれども、家庭外においてはやはり男子の地位が女子よりも高い。財産の所有権も多くは男の名義になっている。これは、長い間の封建制によって日本全体が封建武士の男性中心の支配体制の中にあり、大浦のような辺地の漁村もその体制の中からはみ出ることではできなかったためであろう。したがって、大浦でも財産は男によって所有されているから、その財産のもつ意味は少ないにもかかわらず、なお社会を男性中心の社会組織にし、結婚の形態も男性中心の嫁入婚にさせている。そして、家族集団の生活にとって娘の労働がもつ意味に基礎をおく「通い婚」を経過的なものにしている。<sup>註(5)</sup>

ところで、同じく海女を中心とする志摩半島の和具、安乗等の諸漁村で、こ

注(4) 川島武宜<イデオロギーとしての家族制度> 314~315頁参照。阪井敏郎「志摩半島における海女の地位について」(社会福祉評論 15号) 85~98頁はこれに反対している。

注(5) 川島前掲, 315~316頁参照。また、阪井前掲, 88~90頁参照。

の大浦と同じような「つまどい婚」があるという報告がなされているが（川島武宜「志摩漁村の寝屋婚・つまどい婚について」および阪井敏郎「志摩半島における海女の地位について」に詳しい），両者は遠く離れて何の連絡もなかったことから考えて，注目すべき慣習だと思ふ。これは，同じ海女地区であるという経済的条件と封建制の影響が少なかったという社会的条件が同じであるところから説明してよいのではないだろうか。

(四) 新家（しんや）

「通い婚」の過程を経て，二人は新家をもつ。すなわち，二人だけの別世帯をもつことが行なわれる。これは，（i）家族の人数が多くて家がせまいこと，（ii）しゅうと・しゅうとめへの気兼ねを避けるため，また，地区内婚が多いので，小じうとが海が荒れるときなど親元に寄ってくるので，嫁は気兼ねだから，別世帯にしておけばうるさくないことなどがその理由としてあげられている。

「新家」にすれば，やって来るのは嫁の兄弟姉妹で，嫁は遠慮がない。そんな時に婿の方は，収入が少ないといったような小言（こごと）をきくのが嫌だから，そっと外に出ることが多いという。このように「新家」をもつことができるのも，女が働くので生活に困らないからであるし，農村や給料生活者の妻に比べて，多額の収入を得る妻の地位が高いからであることである。

長男は「新家」をもたないのが普通であり（結婚当時だけでもつこともある），親も長男に老後を頼り，相続も長男がする場合は多いのは，やはり家父長的家族制度の影響であろう。

しかし，長男に頼らないで，親の面倒をみた人（娘に頼る例もある）が相続した例もかなりある。均分相続ではない。分ける程の財産がないせいでもある。

長男が「新家」をしないときに，長男が裕福なら，嫁の実家に仕送りをする場合が多い。1年あるいは半年だけ嫁の収入を実家に入れてくれと結婚の仲人が交渉するのが普通である。長男の嫁は貧乏人でもよく，次，三男は金がないから金持から嫁をもらうべきだという人もあった。しかし，長男が他の子より特に大事にされることはなく，むしろ女の子が生れた方が喜ばれる。

(3) 山口県柳井市平郡島（壮年隠居制）<sup>注(6)</sup>

平郡島は柳井市南方22キロのところであり、周囲7里、東西3里、南北1里であり、西平郡と東西郡との間は山が海岸まで張り出しており、その間の交通は主として船である。

(イ) 東平郡浦地区の壮年隠居制

壮年隠居が最も積極的なのは、東平郡の浦地区で、ここでは長男が嫁をとると、その夜からホンケ（母屋）を長男夫婦にゆずり渡し、両親は隠居したといって次男以下の子女をつれて別の棟のへやに入る。へやは2つくらいあり独立している。

このとき「所望わけ」という財産分けが行なわれる。

先ず最初に隠居者それぞれに位牌地というものをとるが、それはその家の財産に応じて3畝とか5畝とかいろいろだが、男親と女親の位牌地の割合は男親の方が多く場合が多く、同じ場合もある。

位牌地というのは、隠居した男親なり女親の死後、位牌に対する供養料に当てられる耕地の意味から発したものであり、それは大抵家から近くの、働きやすい、良い田畑が当てられている。

この位牌地を差引いた後の全財産——土地は勿論、家具から農具、漁具にいたるまで——を6分をホンケに、4分をへや分として隠居に分割する（長男だけの場合は3分の2くらい渡すが、子が多い場合は2の1くらいを長男にやり、2分の1くらいを親がもって子をつれて部屋に入る）。この場合、俗に「先祖つづき」といわれる祖先から受継いだ財産だけは必ず長男——あととり——に譲り渡さなければならない慣習になっている。自分で買ったものは自分が持つて出る。これははっきりしている。

注(6) 不破勝「山口県周南諸島における隠居制の調査」（日本法社会学会報告—昭和36年10月18日）。

拙稿「壮年隠居制—柳井市平郡島の場合を中心として」（山経12巻6号—昭和37年3月）、拙稿「平郡島の壮年隠居制」（山経23巻3・4号—昭和49年7月）、拙稿「平郡島の壮年隠居制」（青山道夫博士追悼論集—昭和56年7月）。

なお、この研究では松岡利夫山口大学名誉教授に教えられるところが多かった。

20年くらい前まではきちっと分けていたし、現在でも田地の多い人ははっきり分ける。次・三男にも分けるが、学校に入れてやったりなどもする。学校に行った者は分け前がない場合が多い。

隠居した親がつれて出た次男が嫁をもらった場合に、もう一度親達が出て行くことは現在ではあまり行われない。大抵、次男は漁業をするか、他所に出て行くなどしている。もう土地が少ないからである。自立性がなければ家を買ってやる。

こうして長男夫婦と隠居した父母——ホンケ分とへヤ分——との財産分けが行われ（世渡しの式が身内の者を招いて行われる）、生活が別々になると、毎日の労働から炊事、家計にいたるまで一切が別世帯になる。公の賦役（道なおしなど）はホンケにかかってくるので、ホンケの責任で果される。地域的な「組」「講」による互助関係も強いが、これもホンケがやる。若い者（長男）がすべて祭などの社会的行事もするのである。

ところで、正月の餅だけは特別に隠居分としてホンケからとどけられ、反面、盆や両彼岸の仏への供物は、仏壇はホンケに祀られているから、へヤからホンケにとどけられる。そして、年中行事はホンケ・へヤ別々に行なっている。

こうして隠居者はその後次男以下の子女をそれぞれ適当に身を固めてやるのであるが、そのため老人になっても田や畑に出て働き、隠居といっても楽隠居ではない。

この浦地区はこのように土地を分けてきたので田畑が細分化され、農業経営が困難になり、漁業に行ったり、他の土地に働きに行くものが多くなった。平郡島はイモとタコの島といわれ、特に平郡ダコは大阪市場の人気をよび、そのほとんどはこの平郡でも浦地区から出されていたが、現在ではタコもよくない。

さて、親が病みつき、到底これは全快しないとすると、ホンケ（長男）が引きとって「死に水」をとり、葬式もホンケから出し、墓も建て、法事もする。位牌地はホンケのものとなる。

(向)東平郡羽仁地区の壮年隠居制

浦地区から川一つ隔てた羽仁地区では、長男に嫁をとると同時にホンケは長男夫婦に譲り渡し、両親は次男以下の子女をつれてへやに入るのは、浦地区の場合と同様である。しかし、浦地区のように「所望わけ」はしない。ただ自分で買った田畑があると、「これは位牌地にしておくよ」と言って隠居分にもっているくらいである。

この羽仁地区では、浦地区とちがって、毎日の仕事はホンケの長男夫婦と一緒にし、ただカマドだけは別にしている。隠居にはホンケから米から調味料にいたるまで生活物資のすべてを月々決められただけ届けることになっているので、その範囲内で生活しなければならない。ここではホンケからの「あてがい扶持」で生活しているといっているのであって、ホンケの気前によってへやのくらしが楽であるかどうかのちがいが生じてくる。

要するに、羽仁地区では、別居し、カマドを別にし、財産は共通にしているわけである。

しかし、財産を共通にするといっても、次男以下をかたづけるのは隠居の責任になっているから、例えば、次男以下が何処かで日銭を稼いでくるとか、隠居者が稼いできた場合には、ホンケに入れず、自分達のへやに貯えておく。そんなことで、隠居者は月々のホンケからの仕送りの中からもあれこれ工夫して少しでも多く残しておこうとするのである。

こうして次男以下が身をかため、隠居の親達が老衰すると、長男が引きとって死に水を取り、その後の法事も長男がする。

#### イ) 西平郡の壮年隠居制

西平郡でも、やはり長男が結婚すると両親はへやに入ることになっているが、この場合東平郡のように次男以下の子女をつれて入らないで、これらはホンケに残しておく。

東平郡のように「所望わけ」もしないし(西平郡では昭和になって1軒も分家はない)、カマドを別にすることもしない。食事もホンケに出向いて一緒にする。このように「所望わけ」をしないのは、早くから土地の細分化の弊害に気づいたためで、次男以下は教育したり、工員にしたりして、本土の方に出し

て来た。農地は田は平均2反弱くらいだが、畑と合せると7反～8反ある。以前はそれでよかったが、現在では出稼ぎをしないと農業だけではやっていけない。それでも東平郡の浦地区に比べるとはるかに経済的によい。<sup>注(7)</sup>

次男以下の子女の身を固めてやる責任も長男にある。<sup>注(8)</sup> 隠居は棟続きのへやにいて、あれこれ指図がましいことはしないことになっている。楽隠居といってもよいが、ただ仕事は一緒にする。

そして、夫婦2人だけの隠居所であるから、東平郡に比べて間数が少なく、1間だけのものが多いようである。

いうまでもなく、隠居が死ねば長男が葬式を出し、法事もつとめる。

#### (二) 壮年隠居制の発生原因

以上平郡島にみられる隠居制の3つの型を述べてきたが同じ島内でこのような相違があるのは興味深いことだと思う。もともとこの東平郡と西平郡は互いに陸の交通が不便なせいもあって対立感情がはげしく、大変仲が悪く、たとえ島外から嫁をとっても（もともと大部分は島内婚だった）、東西間では結婚しない。西は東を評して、財産分けばかりして食えぬというのは馬鹿だといひ、東は西を評して、長男にばかり財産をやって人情がないという。

私は、昭和36年10月18日、九大で行われた日本法社会学会で、「山口県周南諸島の隠居制の調査」と題して、この平郡島を中心とした隠居制について報告したのであるが、青山道夫先生は、長崎県の平戸、五島（五島では隠居の方が分け前が多い）にも同様に壮年隠居の慣習があり、これは末子相続の伝統であろうと言われ、中川善之助先生は長野県の諏訪地方にも同様な慣習があると指

---

注(7) 西平郡でも、嫁にくる人がなくなり、若い者もいなくなった。後継者がいないわけだが、定年になったら島に帰ってくるであろうと、柳井市役所西平郡連絡所長も言っていた。水田は水がないのでなかなか耕作がむづかしい。また、急傾斜で土地が固く、田が小さくて耕作に不便なので他所の数倍の努力が要る。現在休耕が奨励されている状態である。

注(8) 結婚は長男で島に住む者は島内婚である。山の上に畑があるので負いで物を運んだり労働がはげしい。したがって島外からは嫁がこない。もともと家柄の相違はないが、仲人結婚で8分まで親まかせである。「親をみて嫁をもらえ」とよく言われている。

摘された。

また、川島武宜先生は、東北大学教授竹内利美氏の「伊奈民俗誌」を見るように教えられ、平郡島の3つの型では、壮年隠居制の最も積極的な東平郡の浦地区が経済的に悪く、次が東平郡の羽仁地区、最も消極的な西平郡が経済的によいからこのような相違ができたのではないかと指摘された。積極的に分けて行ったから経済的に悪くなったのか、経済的に悪いから積極的に分けて行ったのかは検討の余地がある。川島先生は、末子相続の場合にも、経済的によくないから長男は相続しないわけで（相続しても義務が多くて利益は少ない）、経済的に利益が大きければ（財産が多ければ）長男は相続することになるだろうと言っておられた。<sup>注⑨</sup>

## 〔Ⅱ〕武士型家族制度

### 一山口県熊毛郡熊毛町八代<sup>注⑩</sup>

#### (1) 家格

この村では昭和29年当時も家格の区別がかなりはっきりしていた。家格の高いといわれていた家が八代村では約20戸あったが、その中でも等級の差がある。これは、徳川時代の身分関係がそのまま家格の基礎になったものようである。

八代村には、第1級の家格に属していると思われるものは、宍戸藩の藩士で

注⑨) 末子相続形成の基盤としての貧困説では、末子相続の慣習は内的要因としての貧困と外的要因としての労働市場にあるとする（内藤莞爾<末子相続の研究>一弘文堂昭和48年—204～210頁）。

平郡では、生産力は極めて低いにしても、開墾する土地があったことを注目しなければならぬ（内藤、201頁参照）。そして、未墾地を開くには長男夫婦だけよりも人手の多い隠居家族の方が向いている（内藤、499頁）。また、平郡は畑作の零細経営なので一族が協同する機会にも乏しい。水田農地では数代にわたる「家」の過去労働が蓄積され、具体化されるが、畑作の場合は現在労働の方がはるかに重要になってくる。こんなことが平郡に壮年隠居制が行われるようになった基盤として考えられる（内藤、212頁参照）。

注⑩) 拙稿「山村の構造—山口県熊毛郡八代村の場合」（山経5巻1，2号—昭和29年5月），拙稿「山村の家族制度—山口県熊毛郡八代村の場合」（注律のひろば1956年3月号—昭和31年3月），拙稿「武士型家族制度—山口県熊毛郡熊毛町八代の場合」・（広島法学4巻3，4号—昭和56年3月）。

あったもの約10戸、第2級は大庄屋及び庄屋2戸、それに村社たる二所神社の神官の家がこれであり、第3級は、寺院の家及び畔頭であったもの約10戸があり、一般の農家はそれらの下に位していた。もちろん、昭和29年の調査当時このような明確な区別がそのままの形で残っていたわけではないが、家格の上下の観念が村民の間に潜在的に残っていたことは、言葉使い、婚姻、座席の上下などで推察することができた。

ところで、八代の家格は、徳川時代からの身分関係によるもので、土地を多くもっていたとか、経済的に富んでいたとかいうことは、家格の上下にあまり影響なかったようである。家格の高い者が概して多くの土地をもつ地主となっていたといい得る程度である。また、戦時中労働力の不足から家格の高い者もだんだん経済的に困ってきたし、戦後の農地改革によって地主が土地を大半失ってしまったけれども、家格の意識は依然として残っていたのは注目すべきである。

それでは家格の相違が昭和29年当時村の社会生活にどのように具体的にあらわれていたであろうか。

第1は家格と座席の上下の関係である。

終戦前は冠婚葬祭をはじめとして、5人組、地区集会等すべての会合に座席の上下が明確に区別され、1番上席には第1級の家格の者、次に第2級と順次家格に従って席の上下が区別せられた。この場合の座席の上下の基準はあくまで家格であり、年令等は考慮されなかったことは注目すべきである。戦後はこのようなはっきりした座席の区別はなくなったが、昭和29年当時も多少その名残があり、家格の高い人に一応上座をすすめていたようである。

第2は家格と言葉使いの関係である。

戦前は、座席の上下と同様に、あるいはそれ以上に明確に家格に応じて言葉が使い分けられていた。

人々が自分より家格の高い家の家族を呼ぶ場合に、第1級の家格（士族にあたる）の家族に対しては、主人のことを「だんなさま」あるいは「だんさま」、主婦のことを「おかたさま」、「おかつさま」、若者のことを「若だんなさま」、

「若だんさま」、娘に対しては「ごうさま」と呼び、それ以下の家格にもそれぞれ家格にしたがっての呼び方があった。

終戦後は、家格の高い家の人々がそんな言葉を使ってもらいたくないと申し出したこともあって、戦前のようなはっきりした使い分けはされないようになった。

第3は、家格と政治的地位との関連である。

これは大正の終り頃まで相当の関係があり、特に明治時代にはこの傾向が強かったようであり、村長には士族の家格の者から、助役には大庄屋、庄屋の家格から、村議には畔頭の家格からと、代々決っていた。しかし、だんだんこの傾向はくずれてきて、戦後は全くなかった。これは村民の政治意識の向上にもよるが、農地改革により地主階級が経済的に没落したことが大きい。そして、旧家とよばれる人々が戦後の民主的な動きに対して遠慮してきたという事実も見逃し得ない。

## (2) 婚姻

### (1) 婚姻前の男女交際の慣習

山口県下一般に見られた若者部屋(寝小屋)若衆仲間(若者仲間)、「よばい」等の慣習は、八代村においても、庶民の間では、大正の中頃まではあったが、昭和29年当時は全く残っていなかった。<sup>注①</sup>

婚姻前の男女の交際に対する一般の村民の考え方は不自然な程警戒的であった。夜娘が外出するようなことはほとんどない。これは親が娘に悪い噂の立つのを恐れて娘を出さないためである。ただ外出したというだけで悪い噂が立つほど男女交際はゆがめられた状態であった。このような状態に対して村の青年団長の寺本君は、「これは男女交際についてだけではない。自分達若い者が何かしようと考えたとき、自分達は常に眼に見えないあるものから制約を受ける。その制約のために表面に出してそれを言ったり行なったりすることができない。青年団の集会でも結婚問題や家格に関することは触れないように努めている

注① 拙稿「農漁村における婚姻前の男女交際の慣習—山口県下の家族制度の調査より」(法社会学4号102~110頁参照)。

る。要するに農村には封建的なものが根強く残っている」と言っていた。これは昭和29年当時のことで現在では大分変わってきたことは言うまでもない。

(ロ) 婚姻の範囲

(i) 身分的範囲（家格と婚姻との関係）

終戦までは家格によって婚姻の範囲が限定されていた。士族の家（第1級の家格）では、村内の士族の間で、それで適当な配偶者が得られない場合は他村の士族の家との間で婚姻するのが原則で（士族と庄屋の家格の間には交流があった）、第2級以下の家格においてもそれぞれ同じようなことが考えられた。婚姻の際に家格が問題になる所では、婚姻の地域的範囲は広がる。同じ地区では同格の家の婚姻適齢者が少ないからである。上述のように祝島では家格の差がないため島内婚が多い。

かくの如く婚姻は家格の同じ者の間でというのが原則であり、家格の異なる男女が結婚するという場合、例えば、家格の高い家の娘と家格の低い家の若者とが愛し合い、結婚しなければならなくなった場合に、娘の家では若者に娘を盗まれたという形で娘を勘当し、若者と結婚させた例がある。この結婚式には娘の家の者は1人も出席せず、両家の間には親類つき合いもしないことにしていた。しかし、これはあくまで表面だけのことであり、家の家格に対する誇りを傷つけまいとした形式上のカムフラージであり、実際には両家のつき合いは行なわれていたのである。

昭和29年の調査当時では、婚姻の場合に家格が戦前程決定的ではないが、ある程度の制約をしていたことは事実で、そのために結婚できない者もかなりあった。この問題に関して青年団の委員会に出席した人達に意見をきいたが、むしろこれを当然だとする空気が強かった。昭和56年の今日でも八代は他の地方に比べるとまだ家格の意識が残っていると見てよい。

(ii) 地域的範囲

八代村では一般に嫁に行く場合は「沖」（八代の人達は、下松、徳山、岩徳線沿線など交通文化の開けた地方を「おき」とよんでいる）に行くことを望み、嫁をもらう場合には「奥」（中須、須々万、米川、川越等北側の交通、文

化の開けない地方)を好むようであった。

戸籍受入簿によって、昭和20年から28年までの嫁入先の地区別人員と、嫁に来た地区別人員を見ると、嫁入先の地区別では、合計165名中、沖に嫁に行った者92(55.8%)に対し、奥に嫁入りした者47(28.4%)である。嫁に来た者の地区別では、合計180名中、沖から来た者70(38.9%)に対し、奥から来た者61(33.9%)である。「沖」の地域範囲が「奥」に比べて非常に広いことを思うと、「奥」から嫁に来た者の率はかなり高い。

この嫁をもらうには奥からもらい、嫁に行くには沖に出たいという傾向は、農家では嫁に労働力を期待し、奥の者がよく働くからであり、村の若い娘は文化の開けた地方(「沖」)の比較的楽な生活にあこがれるためである。

次に、八代村の女で村内に嫁いだ者は、昭和20年から28年までの合計が40であるから、八代村から村外に嫁に行った者165、村外から八代村に嫁に来た者180に比べると、多いとはいえないであろう。

### (3) 離婚

離婚は、昭和20年から28年まで役場に届けられたもの15件で、何れも協議離婚の形をとり、財産分与の請求をした例はなかった。家庭裁判所に持ち出されたものも一つもなかった。離婚の際女が権利を主張することなど考えられもしなかったのである。

### (4) 嫁の地位

嫁の地位は昭和29年当時でも低かった。農村一般にそうであるように、嫁をもらうことは何よりも労働力を増すことが第一である。これは、嫁をもらって地区の人に披露する場合に、「今度家に手間(てま)——労働力ということの方言——を増しましたのでよろしくお願いします」と言っていたことからはっきり分る。

昭和29年当時でも、経済は姑が握っており、家事に対する実権は姑が持っている場合が多く、姑が農業労働に耐え得る間は、嫁に子供ができて、嫁の発言権は極めて弱かった。

### (5) 家長の権力

一般に農家は漁家比べて家長の権力の強いことは既に述べたが、八代村においても、昭和29年当時、家長の支配権は極めて強く、若い者の発言は極めて限定されていた。

5人組や地区集会にも必ず老人（家長）が出席し、若者達の発言力は極めて弱かった。結婚に際しても、家長の権力は絶対的であり、家長の意向に反する場合には必ず若い者が悪くいわれるのが八代の実情であった。

#### (6) 長男の地位

これは均分相続が行なわれるかどうかに端的にあらわれる。

村民の間では長男が家を継ぐべきであるとの考え方が強く、青年団の委員会に出席した人達も、「家」の制度そのものの存続を妥当とし、長男が「家」の財産——農家ではその財産の大部分が農業資産であり、ここにいうのも農業資産——を相続するのが一番当を得ているとの意見が強かった。

役場に均分相続として届出られたものも、実は相続税を少なくするための形式的なものが多かった。昭和29年当時は分割相続にすれば税が安かったのである。

このように一応均分相続の形にしておいて実質は長男相続同様に使うことを村役場の人達がむしろすすめていたことも注目すべきである。

これは、要するに、村の有識者、指導者達も、長男相続を妥当と認めていた結果である。事実、1戸平均8.5反の耕作面積では、農地の分割は不可能であり、さりとて農業資産以外の財産は大して農家には存在しないというわが国の農家一般の問題がここでも根本の問題であろう。次、三男に対しては教育をして、将来独立して生計を営みうるようにしておいてやるべきだとの意見が強い。

#### 4. 西欧で会った法学者達<sup>(1)</sup>

私は、昭和42年9月から12月までの3ヶ月、文部省の在外研究で、「婚姻の

---

注(1) 拙稿「西欧で会った法学者達」(ジュリストNo. 463—昭和45年10月1日号)参照。

届出主義」<sup>注(2)</sup>をテーマに西欧7ヶ国を廻って来たが、その際各国で多くのすぐれた法学者に会い、親しく教えを受けることができ、その後も懇切に専門的な意見を聞かせてもらっている。

西欧行が決ったとき、私は早速、10数年来指導を受けていた前述のシカゴ大学の Max Rheinstei n 教授に相談した。教授は早速訪問すべき学者のリストを作って下さった。Rheinstei n 教授の紹介というだけで無名の私が何処でも大変親切に扱われ、私のテーマに対する資料も集めておいてもらえたことは、非常に有難かった。

スウェーデンでは、先ず、ストックホルム大学の Folke Schmidt 教授を訪ねた。教授は長身の立派な紳士で、親切なおだやかな人柄だった。助手の Greger Widgren 君を紹介してくれ、この人にストックホルム南部にある Sophia Church という教会に連れて行ってもらい、婚姻の手續の説明を聞き、戸籍の台帳を見ることができた(次の日、この Widgren 君と City Court の結婚式を見学した)。その夜、Schmidt 教授は、Stockholm Colloquium on Life Insurance LawのSkandia Group の会合がHead Office であるからといって招待してくれた。外国から来た人達もいて、非常に友好的な集まりだった。ローソクの下で7時から夕食が始まったが、10時過ぎても多くの人がコーヒーをのみながら残って談笑していた。更に、教授は、翌日Hasselby Slott という郊外の静かな場所で行なわれた前日のメンバーの討論の会にも連れて行ってくれた。その時私は大学の近くにある教授の宅に寄ることになった。町の大通りに面して入口の階段があり、1階は商店で2階以上が住宅だが、教授の住居は4階にあった。広い部屋の中央にテーブルがおいてあり、周囲の本棚には沢山の書物が詰まっていた。自分の画いた絵を沢山かけており、その中に日本に行った同僚からもらったという浮世絵の版画も1つあった。

次に、ストックホルム大学の家族法のJacob Sundberg 教授の自宅に昼食に招かれた。家は住宅地のマンションである。3人の幼ない子供があるが、夫人

注(2) 拙稿「西欧諸国における婚姻成立の形式的要件」(山経18巻5・6号—昭和43年10月)を参照されたい。

は**Presecutor**として毎日出ているとのことだった。心入りの食事の後、教授はスウェーデンの内縁関係について詳しく話してくれた。

ロンドン大学では、**Olive Stone**女史の研究室を何度か訪ねた。行く度に構内の食堂でお茶を御馳走してくれ、**Register Office**や**Somerset House**などに連絡して、婚姻の資料をくれるように頼んでくれた。馴れない最初の時にはバスまで送ってくれて、車掌にいろいろ話してくれるほど親切にしてもらった。

この大学ではまた日本語の話せる日本通の**Dore**教授にも何かと御世話になった。教授の紹介で、私は、**Kensington Register Office**で市民婚の儀式を3組見ることができた。その1組は、新郎がパキスタン人で新婦は日本人の美しい人であった。この晩私はこの2人の晩餐に招待され、その後も文通を続けた。

パリ大学の**René David**教授には、自宅にお茶に招かれた。夫人と大学の社会学科に入ったばかりだという末の娘さんも出て、フランスの内縁について話した。教授は英語で極めて親切に説明してくれた。

スイスでは、バーゼル大学の**Hans Hinderling**教授を訪ねた。丘の上の景色のよいところにあるお宅では、一家5人で歓迎され、夫人の心づくしの御馳走になり、ホテルまで世話してもらった。翌日、教授と一緒に**Zivilstandamt Bestattungs-Bureau**に行き、婚姻届出の実際をつぶさに見聞することもできた。家族ぐるみの好意は忘れられない。

ドイツでは、フライブルグ大学の**Müller-Freienfels**教授に会った。助手の**Richard Motsch**君がていねいに要点をタイプに打ってくれ、夜おそくなったのでホテルまで送ってくれた親切は、この夜の寒かったこととともに身に沁みた。彼のお父さんは第2次欧州大戦で戦死し、お母さんと2人で暮していると言っていた。彼の婚約の女性はハイデルベルグ大学で中国文学を勉強しているとのことだった。

スペインでは、バロセロナの**Francisco Vega Sala**博士を訪ねた。博士は英語があまり話せないので、英語のできる弁護士と**Registrar**をよんでいて、

3人で私の質問に一生懸命答えてくれた。その仕事ですんだ夜半に食事に招待してくれ、3人が車で夜のバロセロナの町を案内してくれた。3人とも中年の紳士でありながら結婚していないのは、この国はカトリックの国で法律上離婚が許されないことと関係があるようだった。離婚ができないとなると結婚は慎重になり、事実スペインでは独身を通す人が多いのである。

〔本稿は、筆者が定年退官のため、昭和56年2月3日行なった広島大学法学部の公開の「最終講義」に筆を加えたものである。〕